

令和3年度
教育課程研究集会

中学校・美術

●趣 旨

中学校学習指導要領に基づく教育課程の編成及び実施上の課題等について研修することにより、義務教育諸学校の教育の改善及び充実を図る。

●主 題

「各教科におけるICTを活用した学習活動の充実」

学校教育の情報化について

- ・ 学習指導要領の趣旨が十分に生かされるようにすることが最も重要。
- ・ 習得・活用・探究という学習過程の中でICTの効果的な活用の方法も模索していくことが望まれるとともに、家庭における学習との効果的な連携の視点を持つことの重要性を指摘。
- ・ ICT活用の特性・強みを以下の3点に整理
 - ① 多様で大量の情報を収集、整理・分析、まとめ、表現することなどができ、カスタマイズが容易であること
 - ② 時間や空間を問わずに、音声・画像・データ等を蓄積・送受信でき、時間的・空間的制約を超えること
 - ③ 距離に関わりなく相互に情報の発信・受信のやりとりができるという双方向性を有すること

人格の完成を目指す豊かな感性や創造性の涵養と Society5.0時代に向けた社会の創造

・これからの社会に必要な資質・能力の育成

- ・「**豊かな感性や想像力等を育むこと**は、あらゆる創造の源泉となるものであり、芸術系教科等における学習……を充実させていくこと」(H28年12月21日中教審答申)
- ・「次代を切り拓く子供たちには、……教科固有の見方・考え方を働かせて自分の頭で考えて表現する力、……対話や協働を通じて**知識やアイデアを共有し新しい解や納得解を生み出す力**などが必要」(H31年4月17日中教審諮問)
- ・「**教育におけるSTEAMやデザイン思考の必要性**」、「**実体験を通じて醸成される豊かな感性**や、多くのアイデアを生み出す思考の流暢性、**感性や知性に基づく独創性と対話を通じて更に世界を広げる創造力**、苦心してモノを作り上げる力……が重要」(H30年6月5日Society5.0に向けた人材育成)
- ・「特定分野に特異な才能を持つ者や障害のある者を含む特別な配慮を要する……**児童生徒一人一人の能力、適性等に応じた指導の在り方**」(H31年4月17日中教審諮問)

・心豊かな社会を形成する我が国の文化芸術活動の一層の充実

- ・文化芸術は、**人々の創造性を育み、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互理解、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するもの**、また、世界の平和に寄与するなどの本質的及び社会的・経済的価値を有している。(H30年6月5日Society5.0に向けた人材育成)
- ・「**本物の芸術に触れる鑑賞の活動等を充実させる観点**からは、博物館や美術館、劇場等との連携を積極的に図っていくことも重要」(H28年12月21日中教審答申)

全ての子供たちに必要な資質・能力の育成を目指す 芸術系教科等の新しい学習指導要領

・豊かな感性や創造性を育み、実社会での課題解決につながる資質・能力の育成

児童生徒一人一人の表現及び鑑賞の学習活動のプロセスを一層重視し、芸術系教科等の見方・考え方を働かせ、三つの柱(「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」)で整理された資質・能力の育成とともに、豊かな感性や、新しい意味や価値をつくりだす創造性を育む学びを展開する。育成すべき資質・能力を三つの柱で示すとともに、表現及び鑑賞に共通に働く資質・能力である〔共通事項〕を位置付け、芸術教育の本質に向かうための、芸術系教科等の特質に応じた物事の見方や考え方を働かせ、それぞれの資質・能力が総合的に働くよう目標や内容を整理。

学校教育の情報化について

(3) 第2の2の(1)に示す情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。

(学習指導要領総則第3の1)

◆学校教育の情報化の推進に関する法律の公布、施行（令和元年6月）

◆GIGAスクール構想（令和元年度～）

- ・学校における高速大容量のネットワーク環境の整備推進（小学校段階～高等学校段階）
- ・義務教育段階の学校において児童生徒一人一台端末環境の下での学習が開始（令和3年度）

I C Tの活用についての学習指導要領における主な記述

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(3) 各学年の「A表現」の指導に当たっては、生徒の学習経験や資質・能力、発達の特性等の実態を踏まえ、生徒が自分の表現意図に合う表現形式や技法、材料などを選択し創意工夫して表現できるように、次の事項に配慮すること。

イ 美術の表現の可能性を広げるために、写真・ビデオ・コンピュータ等の映像メディアの積極的な活用を図るようにすること。

(7) 創造することの価値を捉え、自己や他者の作品などに表れている創造性を尊重する態度の形成を図るとともに、必要に応じて、美術に関する知的財産権や肖像権などについて触れるようにすること。またこうした態度の形成が、美術文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるよう配慮すること。

ICTの活用についての学習指導要領 解説における記述

イ 美術の表現の可能性を広げるために、写真・ビデオ・コンピュータ等の映像メディアの積極的な活用を図るようにすること。

【コンピュータ】

コンピュータの特長は、何度でもやり直しができたり、取り込みや貼り付け、形の自由な変形、配置換え、色彩換えなど、構想の場面での様々な試しができたりすることにある。そのよさに気付かせるようにするとともに、それを生かした楽しく独創的な表現をさせることが大切である。

中学校美術科 2「内容の取扱いと指導上の配慮事項」(3)のイ及び該当箇所の解説書の記述

鑑賞作品については、実物と直接向かい合い、作品のもつよさや美しさについて実感を伴いながら捉えさせることが理想であるが、それができない場合は、大きさや材質感など実物に近い複製、作品の特徴がよく表されている印刷物、ビデオ、コンピュータなどを使い、効果的に鑑賞指導を進めることが必要である。

このようにして鑑賞の学習のねらいを明確にし、各学年の発達の特性に考慮してア及びイの各内容に基づいた授業づくりが求められる。

中学校美術科「B鑑賞」における解説書の記述

ICTの活用について

「令和の日本型教育」の構築に向けたICTの活用に関する基本的な考え方

- ◆ 「令和の日本型教育」を構築し、全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びを実現するためには、**ICTは必要不可欠**
- ◆ **これまでの実践とICTとを最適に組み合わせることで、様々な課題を解決し、教育の質の向上につなげていくことが必要**
- ◆ ICTを活用すること自体が目的化しないよう留意し、**PDCAサイクルを意識し、効果検証・分析を適切に行う**ことが重要であるとともに、健康面を含め、ICTが児童生徒に与える影響にも留意することが必要
- ◆ ICTの全面的な活用により、学校の組織文化、教師に求められる資質・能力も変わっていく中で、**Society5.0時代にふさわしい学校の実現が必要**

芸術系教科等におけるICT活用のポイント

- 表現及び鑑賞の活動を通して、感性や創造性を豊かにし、生活や社会の中の芸術や芸術文化と豊かに関わる資質・能力を育むことを目指す授業改善の手段として、ICTを積極的・効果的に活用することが重要。
- 実際に見る、聴く、触れるなどの身体感覚を働かせて学習する活動とICTを活用する活動を、学習のねらいに応じて教師が見極めて、適切かつ効果的に活用することが重要。

中学校美術科の指導におけるICTの活用

新学習指導要領とICTの効果的な活用

美術科の授業においては、表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わる資質・能力を育成することを目指している。そのため、形や色彩などの造形の要素と豊かに関わり、主体的に描いたりつくったりする表現の幅広い活動を通して、発想や構想に関する資質・能力と技能に関する資質・能力を育成する学習活動や、自分の見方や感じ方を大切にして、造形的なよさや美しさなどを感じ取り、表現の意図と工夫、美術の働きや美術文化などについて考えるなどして、見方や感じ方を広げたり、深めたりするなどの鑑賞に関する資質・能力を育成する学習活動において、ICTを活用することが考えられる。その際、ICTを活用する学習活動と、実物を見たり、実際に対象に触れたりするなどして感覚で直接感じ取らせる学習活動とを、題材のねらいに応じて吟味し、効果的な指導を行うことで、生徒が見通しをもって主体的に学習を進めたり、互いの見方や感じ方、考え方を共有して思考を深めたり、振り返って新たな課題を見付けたりする活動を充実することが重要である。

中学校美術科の指導におけるICTの活用

①感じ取ったことや考えたこと、目的や機能などを基に発想や構想をする場面

「A 表現」の学習活動では、学習効果を高めるために、視聴覚機器などを用いて表現方法を提示したり(A1)、生徒の制作の過程や作品をデジタルカメラなどで撮影して振り返りの学習に活用したり、作品の写真を大型提示装置に映し出して発表したりするなど(A1、C1、C2)のICTの活用が考えられる。

実際の表現の活動において、発想や構想をする学習場面では、ICT機器を用いることで、インターネットやデジタル教材を用いた情報収集などに活用したり(B2)、アイデアスケッチや編集などをタブレット型の学習者用コンピュータを用いて各自で試行錯誤したり、考えを深めたりする学習を行うことなどが考えられる(B3)。

A 斉学習

B 個別学習

C 協働学習



中学校美術科の指導におけるICTの活用

②表現の可能性を広げ、創造的に表す場面

映像メディアによる表現は、今後も大きな発展性を秘めており、これらを活用することは表現の幅を広げ、様々な表現の可能性を引き出すために重要であり、美術の表現の可能性を広げるために、効果的に写真・ビデオ・コンピュータ等の映像メディアの積極的な活用を図ることが求められる。(B1、B4)

A一斉学習



B個別学習



C協働学習



中学校美術科の指導におけるICTの活用

③美術作品や美術文化などの見方や感じ方を広げたり深めたりする場面

「B鑑賞」の学習活動では、実物と直接向かい合い、作品のもつよさや美しさについて実感を伴いながら捉えさせることが理想であるが、それができない場合は、大きさや材質感など実物に近い複製、作品の特徴がよく表されている印刷物などとともに、ビデオ、コンピュータなどの画像や映像などを使い、効果的に鑑賞指導を進めること(A1、B1)が必要である。

鑑賞の学習における対話などによる言語活動では、ビデオ、コンピュータなどの画像や映像などを用いて自分の気付いたことや考えたことなどをお互いに言葉で説明し合う活動を通して、自分にはない新たな見方や感じ方に気付き、それぞれの見方や感じ方を広げたり深めたりすることなどが考えられる(B3、C1、C2)。

A一斉学習

B個別学習

C協働学習



中学校美術科の指導におけるICTの活用

③美術作品や美術文化などの見方や感じ方を広げたり深めたりする場面

また、鑑賞する作品や作者について、情報通信ネットワークを活用して国内外の作品や作者について調べたり、美術館、博物館等のWebページを閲覧したりするなどして、生徒の見方や感じ方を広げたり、深めたりするような活用(B2)も考えられる。

加えて、授業で引用した美術館等のページのアドレスを生徒に伝えることで、家庭においてそのページにアクセスして各自のペースで継続的な学習を行ったり(B5)、インターネットやテレビ会議を用いて、学校外の美術の専門家から学んだり意見交換したりすることや、他校の生徒たちや地域の人々と交流し、異なる考えやそれぞれの国や地域の美術文化にリアルタイムに触れることにより、多様な見方や感じ方を身に付けたりすることも考えられる(C4)。

A一斉学習

B個別学習

C協働学習



ICTの活用について

ICTの活用にあたっては、ICTを活用すること自体が目的化してしまわないように留意し、教育効果を考えながら有効に活用することが重要

ICTの活用について

- ・ **実体験を通じて醸成される豊かな感性**
- ・ **本物の芸術に触れる鑑賞の活動等を充実させる観点**

表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わる資質・能力を育成する。

令和3年度
教育課程研究集会

中学校・美術